新型コロナウイルス感染症の影響に伴う介護等体験の実施における特例措置の終了について周知します。

事 務 連 絡 令和6年10月23日

各都道府県教育委員会免許事務主管課 各指定都市・中核市教育委員会免許事務主管課 各 都 道 府 県 私 立 学 校 主 管 部 課 構造改革特別区域法第 12 条第 1 項の認定を 受けた各地方公共団体の学校設置会社担当課 各 国 公 立 大 学 法 人 担 当 課 大学を設置する各地方公共団体担当 課 大学を設置する各地方公共団体担当課 各 文部科学大臣所轄学校法人担当課 大 学 園 担 当 課 文部科学省が所管する各独立行政法人担当課 各 指 定 教 員 養 成 機 関 担 当 課 令和 4 年度まで免許状更新講到の 開設者の指定を受けた各法人担当課

御中

文部科学省総合教育政策局教育人材政策課

新型コロナウイルス感染症の影響に伴う介護等体験の実施における特例措置の終了について(周知)

小学校及び中学校の教諭の普通免許状授与に当たって必要となる介護等体験(「小学校及び中学校の教諭の普通免許状授与に係る教育職員免許法の特例等に関する法律」(以下「法」という。)第2条第1項に定める体験をいう。以下同じ。)については、令和2年度から令和6年度までの間、新型コロナウイルス感染症の影響により、介護等体験の実施が困難な場合は、介護等に関する大学の授業科目や講習の受講等によって介護等体験を免除することを可能とする特例を設けているところです。

「小学校及び中学校の教諭の普通免許状授与に係る教育職員免許法の特例等に関する法律施行規則の一部を改正する省令等の公布について」(令和6年3月21日付け5文科教第1873号文部科学省総合教育政策局長通知。以下「特例延長通知」という。)でも周知していたとおり、本特例について、令和7年度以降は特例期間の延長を行わないこととしましたので、その旨周知します。関係各位におかれては、介護等体験の趣旨を十分御理解いただき、適切に御対応いただくようお願いします。

詳細は下記のとおりですので、都道府県・指定都市教育委員会におかれては所管の

学校(介護等体験を行うことができる施設に限り、大学及び高等専門学校を除く。以下同じ。)及び域内の市区町村教育委員会に対して、都道府県私立学校主管部課におかれては所轄の学校に対して、国公立大学法人におかれてはその設置する附属学校に対して、構造改革特別区域法(平成14年法律第189号)第12条第1項の認定を受けた地方公共団体の学校設置会社担当課におかれては所轄の学校設置会社及び学校に対して周知するようお願いします。

その際、学校における働き方改革の観点から、学校への周知の範囲及び方法については、全ての学校に一律に通知する以外にも、例えば、他案件とまとめて周知する、教育委員会主催の教員研修の場で配布する等、貴課において必要に応じて御判断いただきますよう、お願い申し上げます。

記

(1)「小学校及び中学校の教諭の普通免許状授与に係る教育職員免許法の特例等に関する法律施行規則」(平成9年文部省令第40号) 附則第2項により読み替えられた同令第3条第1項及び「小学校及び中学校の教諭の普通免許状授与に係る教育職員免許法の特例等に関する法律施行規則附則第二項の規定により読み替えられた同令第三条第一項に規定する文部科学大臣が定める者」(令和2年8月11日文部科学大臣決定。令和6年3月21日最終改正。以下「大臣決定」という。)に基づき、令和2年度から令和6年度までの間、新型コロナウイルス感染症の影響により、介護等体験の実施が困難な場合は、介護等に関する大学の授業科目や講習の受講等によって介護等体験を免除することを可能とする特例(以下単に「特例」という。)が設けられているところ、本特例について、令和7年度以降は特例期間の延長を行わないこととしたこと。

これにより、令和7年度以降の介護等体験実施に当たって、小学校又は中学校の教諭の免許状に係る教職課程を置く各国公私立大学及び各指定教員養成機関におかれては、その学生又は生徒が介護等体験を円滑に行うことができるよう適切に配慮いただくとともに、受入施設となる特別支援学校や特別支援学級を置く学校など関係施設におかれては、介護等体験に関し必要な協力を行うよう努めていただくこと。

(2)特例延長通知でも周知したとおり、受入れ施設の調整に当たり、特例期間は令和7年度以降の延長はしないものの、新型コロナウイルスへの感染により重大な健康被害が生じ得る障害者・高齢者等への配慮から引き続き受入れ困難な施設がある場合には、受入れ可能な他の限られた種類の施設のみで体験を行うことも可

能であり、受入れ施設の状況等を踏まえ、大学等において柔軟に判断いただきたいこと。なお、例えば、特別支援学校又は特別支援学級のみで7日間の体験を行うなどの運用も、もとより法令上は差し支えないこと。

- (3) 大臣決定1に定める要件に該当する者については、本特例の終了後も引き続き、 証明書(大臣決定4に定める証明書をいう。以下同じ。)の提出をもって、小学校 又は中学校教諭の普通免許状の授与に係る介護等体験の実施は不要であること。
- (4)(3)のとおり、本特例の終了後も小学校又は中学校の教諭の普通免許状授与の申請に当たって証明書の発行が求められる場合があることから、大臣決定4(2)イからニまでに掲げる者は、証明書の発行の請求があった場合には、適切に対応すること。

別添資料:介護等体験を行うことができる施設

<本件連絡先>

文部科学省総合教育政策局教育人材政策課 教員免許・研修企画室 法規係

Mail: menkyo@mext.go.jp